

## 岐阜 A グループ 2 月クラブ訪問

皆様のクラブ訪問は、年度前を入れると今回で 4 回目となります。  
(年度前、7 月の IM 前、IM での合同例会、今回)  
この後 年度末にもう一度訪問させていただきます。

2017 年となり、会務も半分が過ぎ役員の方々もホッとされている頃、  
また次年度役員の方にとってはこれからが正念場といったところかと、  
ご拝察いたします。

さて、私の所属しているクラブの今年度の会長挨拶では、毎回ロータリー  
についての話をしています。毎回というとなかなか研究も大変だろうと思  
いますが、先日はロータリークラブの法律的な位置づけについての話でした。

ロータリークラブは「権利能力無き社団」であろうという結論でした。  
社団は①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の  
変更に関わらず団体そのものが存続し、④代表の方法、総会の運営、財  
産の管理についてのルールが確定している、という団体を指すこと  
です。自然人ではないし、法律で定められている法人格も持っていない  
ので、権利能力はありませんが、実態としてそう困ることもないので、  
これで良いのではないかという結論でした。

そんなロータリークラブですが、組織としては、国際ロータリーがあり、  
地区があり、グループがあります。クラブの定款は国際ロータリーから  
示された定款に準拠し、それに沿った細則の制定を求められています。

昨年の規定審議会でロータリーの考え方が大きく変わり、それに沿った  
定款・細則を定め、またクラブを運営することが求められています。昨年  
11 月に地区の情報部門委員長からクラブ宛に「情報委員会からのお願い」  
という文書と、定款・細則の最新版についての「案内」が来ていると思  
います。ご検討をお願いします。  
また、1 月 31 日付で「定款・細則の変更の達成状況アンケートとガバ  
ナーへの報告の計画」という文書も来ていますが、このアンケー

トの期限は 2 月 10 日となっていますので、こちらも宜しくお願  
いします。

次に、いまロータリーは会員が減少しつつあります。ロータリーの活  
力をさらに上げるためには、各クラブの会員増強というのが、喫緊の  
課題となっています。

今年度の地区の会員増強については、各グループ毎で増強セミナー  
を実施するようにというご指示です。A グループでは 3 月 5 日(日)  
に、岐阜都ホテルで会員増強セミナーを行います。このセミナーには  
クラブからは現・次期 会長・幹事・増強委員長に、地区からはガバ  
ナー、会員増強部門委員長などのご出席をお願いしています。

毎年このようなセミナーは開催されていますが、昨年度はクラブの  
会員数別で 4 グループに分かれて行われたようです。昨年の実績から  
今年度はグループ別とされたようです。当日のプログラムや意見  
交換会のテーマに昨年度の報告を参考とさせていただきました。参  
加される方は、どうかこのセミナーでの各クラブのご意見などを参  
考にされ、増強にお役立てください。

立春も過ぎ、暦の上では春ですが、まだまだ寒い日は続きます。  
皆様方にはお体には十分お気を付けいただき、よき春をお迎え頂  
けるよう祈念申し上げます。